

監 査 報 告 書

令和5年5月30日

学校法人堀之内学園

理事長 山田 教周 殿

学校法人堀之内学園

監 事 大 高 隆 史 

監 事 武 見 潮 裕 

私たちは、学校法人堀之内学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人堀之内学園の令和5年3月31日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上